



国土交通省 山形河川国道事務所 寒河江出張所

〒991-0043 寒河江市大字島字島東239

http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/sagae/index.html

TEL: 0237 (86) 3069 FAX:0237 (86) 6206

AND THE STATE OF T 無償で提供します

寒河江出張所では、堤防の亀裂や崩れなどの早期発見、芝の保全および 良好な河川環境を維持するため、堤防の除草作業を実施しています。

除草した刈草は無償で提供しており、**家畜の飼料や堆肥の原料等**として 活用いただき好評を得ております。今年も地域の皆様への無償提供を行い ますので、お知らせいたします。

【提供期間】 1回目:平成30年6月中旬~7月下旬

2回目:平成30年9月上旬~10月中旬(予定)

○無くなり次第、終了とさせていただきます。

平日の9時~17時(土日祝日除く) 【申认方法】

寒河江出張所までお越し頂くか、申込用紙に記入・捺印の上、

出張所まで持参または郵送にてお送りください。

○申し込み用紙は出張所ホームページよりダウンロードして頂くか、 出張所にて準備しております。

【提供場所】 山形市~村山市の最上川・須川・村山野川 沿川

- ○詳細場所は出張所までお問い合わせ下さい。
- ○申し込み内容を確認後、各自で積み込み・運搬をお願いいたします。
- ○注意事項を守って作業を行ってください。





▲除草・集草・梱包作業は機械で行います。



▲刈草はロール状(70×50cm)に してお渡しします。

刈草提供申込書

申込月日		平成	年	月	日	
住 所						
氏 名						
連絡先		()				
提供希望量	梱包ロール	個分	又は	軽トラ	ラック	台分
利用目的	家畜の飼料 ・	敷ワラ ・	堆肥 •	その他	<u>г</u> ()
積込方法	人力 · 機械	・ その他	()
運搬方法	軽トラック・	2 t トラック	· É	家用車	・ その他()
その他	_					

引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。(国土交通省は一切の責任を負えません)

また、引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)ないよう責任をもって管理し、 上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局

山形河川国道事務所 寒河江 出張所長 殿

H.	名		目	1
\perp	4		머	J

【個人情報の保護】

上記申込書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。(山形河川国道事務所)

〈刈草提供注意事項〉

1. 提供の方法

・刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。 また、提供する刈草の場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。 なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなり ます。

①寒河江出張所・・・・・(担当区間:山形市、寒河江市、天童市、東根市、村山市 河北町、朝日町、山辺町、中山町、大江町)

〒991-0043 寒河江市大字島字島東 239

Tel 0 2 3 7 - 8 6 - 3 0 6 9

②長 井 出 張 所・・・・(担当区間:長井市、白鷹町)

〒993-0002 長井市屋城町 4-39

Tel. 0238-88-2310

③南陽出張所・・・・(担当区間:米沢市、南陽市、高畠町、川西町)

〒999-2232 南陽市三間通 14

Tel. 0238-43-2011

2. 刈草について

- ・刈草は、1回目(6中旬月~7月下旬)、2回目(9月上旬~10月中旬)の年2回、梱包機によって梱包された状態で置いてあります。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。 (引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください)
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては 十分留意願います。
- ・堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生 している場合もありますので、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任 において実施してください。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域のみなさまに広く活用して頂くことを目的としておりますので、お1人 での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は不法投棄や、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予め ご了承願います。

- ・ 堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行に支障にならないようお願いします。
- ・積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、 責任をもって清掃してください。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面への車両乗り入れをしないようご注意ください。万が一、堤防を損傷させた場合は、補修費を負担して頂くことがあります。
- ・積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は 一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いします。
- ・万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。